

規則

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第五十二号

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年埼玉県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二号中「上肢」を「上肢」に改め、同表第三号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第四号中「上肢」を「上肢」に改め、同表第五号中「下肢」を「下肢」に改める。

様式第三号中

⑩障害基礎年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当受給の有無	障害基礎・特児（証書の記号番号有 特障・障児・福祉手当 （認定通知交付番号
--	---

を	⑩障害基礎年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当受給の有無	障害基礎 （証書の記号番号有 特児 （受給者記号番号有 特障・障児・福祉手当 （認定通知交付番号
---	--	---

） ・無 ）	） ・無 ）
--------------	--------------

に改める。

様式第十一号（裏面）中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

様式第二十四号中「懲役・禁錮」を「拘禁刑又は懲役若しくは禁錮」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。ただし、別表第二号から第五号まで及び様式第三号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。